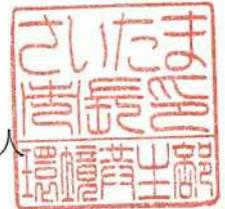


環環環対第8312号

令和8年3月26日

さいたま市長 清水 勇人 様
(都市経営戦略部)

さいたま市長 清水 勇人



意見書

さいたま市環境影響評価条例第11条第1項の規定により、さいたま市新庁舎整備事業環境影響評価調査計画書について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 全体事項

- (1) 調査計画書では誤記載、説明不足及び記載漏れが散見されていることから準備書では適切に修正すること。
- (2) 法令等の改正により基準値が見直された場合は、その数値、方法により調査及び評価を行うこと。
- (3) 文献や資料の引用元については最新であることを確認し、調査・評価を行うこと。

2 水象

- (1) 昨今の気候状況を踏まえ、ハザードマップの情報を加味して評価すること。
- (2) 雨水貯留槽の設置基準や放流先を準備書に記載すること。

3 景観

- (1) 新庁舎のシンボル性を確保し、視認しやすい計画とすること。
- (2) 関係地域内にさいたま市景観重要建造物として指定されている「大宮区役所・大宮図書館」があることから、景観調査地点として準備書に記載し、評価に反映すること。

4 自然とのふれあいの場

本事業の関係地域には環境省の自然共生サイトに認定されている大宮南部浄化センター（みぬま見聞館）があることから、準備書に記載し、評価に反映すること。

5 廃棄物等

- (1) 廃棄物等の調査にあたっては広域的に調査を行い、より環境に配慮した処理方法を検討すること。
- (2) 廃棄物処理計画について、さいたま市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの推進まで踏み込んだ計画とすること。

6 温室効果ガス等

- (1) 工事に使用する建設機械について、排出ガス対策型であることを準備書に記載し、評価に反映すること。
- (2) 建設機械使用時にバイオディーゼル燃料をはじめとしたカーボンニュートラルに資するGX建設機械の使用の可能性について検討すること。
- (3) 資材運搬等の車両については計画的かつ効率的な運用計画を行い、搬出入台数を削減するよう努めること。

7 地域交通

- (1) 搬入車両の台数及び動線計画を準備書に記載するとともに、評価に反映すること。
- (2) 交通動線計画のバスの車両動線は新庁舎の周囲だけでなく、主要道路及び高速道路の出入口等の主要施設への動線を準備書に記載するとともに、評価に反映すること。

- (3) 交通の状況として、最寄駅であるさいたま新都心駅の乗車人員を記載しているが、さいたま新都心駅のデッキは北与野駅にも繋がっており、さいたま新都心駅と一体となっていることから、北与野駅の状況も加味し評価すること。